平成２３年（フ）第４９２号
広島市安佐北区上深川町676番地の４
債務者　有限会社興輝精工
代表者代表取締役　沖田　輝夫
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
４　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月２日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５６号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1615番地の19
債務者　株式会社栄光電設
代表者代表取締役　綿貫　栄吉
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小原　妙子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月10日午前11時10分
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第９８３号
福岡市博多区豊１丁目９番18号
債務者　テスコ・エコライティング株式会社
代表者代表取締役　石橋三代次
１　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　　至
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月18日午前11時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３０２８号
大阪市大正区泉尾２丁目９番10号
債務者　有限会社柳屋
代表者取締役　柳生　　晃
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　文隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月29日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２９７号
札幌市西区西野３条５丁目６番１号
債務者　有限会社エコー楽器
代表者取締役　菊池　秀雄
１　決定年月日時　平成23年５月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴崎　泰斗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後２時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１２７号
名古屋市北区長田町４丁目73番地の４
債務者　株式会社東友建設
代表者代表取締役　戸田　澄雄
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅沼　勝己
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前10時55分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２２３号
大阪市北区大淀中５丁目２番地16
債務者　一栄硝子産業株式会社
代表者代表取締役　植田　邦夫
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邊　一誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７７号
福岡市南区柳河内２丁目７番46号
債務者　有限会社ニューパンジー
代表者代表取締役　中村　久之
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅藤　浩三
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前10時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０４１号
福岡県大野城市雑餉隈町２丁目５番９号
債務者　有限会社ネクスト
代表者代表取締役　吉田　雅彦
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒木　聖士
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前10時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１９５号
大阪市城東区新喜多１丁目７番10号
債務者　日本カードシステム株式会社
代表者代表取締役　小林　福惠
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植村　礼大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３４３号
横浜市栄区笠間４丁目11番11号
債務者　株式会社ＮＥＸＴ
代表者代表取締役　畑田　公聴
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　越川　純哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前11時40分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９号
茨城県北相馬郡利根町押戸乙28番地
債務者　誠常環境開発株式会社
代表者代表取締役　中島　行雄
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒田　松壽
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午前10時30分
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３２５号
宮城県塩竈市野田19番５号　グリーンフォートレス102号
債務者　佐藤　弘恵
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　斉藤　睦男
４　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
岡山市北区中仙道432番地４
債務者　中村　清美
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桑島　幹雄
４　破産債権の届出期間　平成23年７月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月19日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４８号
岡山市北区今８丁目５番16号Ｃｏｍｏｄｏ　ＧｉｏｎｅＢ棟１階Ｂ102号室、住民票上の住所岡山市北区中仙道432番地４
債務者　中村順一郎
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桑島　幹雄
４　破産債権の届出期間　平成23年７月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月19日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２２号
岡山市東区水門町587番地６
債務者　岡崎　幾子
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西野　淑子
４　破産債権の届出期間　平成23年７月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月17日午後１時10分
６　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４２号
福岡県筑紫野市湯町３丁目１番１―1403号
債務者　吉田　雅彦
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒木　聖士
４　破産債権の届出期間　平成23年６月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部